

佐倉市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の本市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 部長 佐倉市行政組織条例（昭和46年佐倉市条例第30号）第2条に規定する部及び室の長、会計管理者の補助組織の長、教育長並びに議会、委員会及び委員の補助組織の長をいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に広告掲載することが不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第4条 広告掲載の募集は、広告媒体を所管する部長が、あらかじめ次の事項を定め、これを記載した募集要項を作成して行うものとする。

- (1) 広告掲載等を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 掲載料金
- (4) 広告の募集方法
- (5) 広告の選定方法
- (6) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(審査機関)

第5条 広告の内容等に疑義が生じた場合において、広告の掲載の可否を審査するため、佐倉市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 企画政策部長
- (2) 資産管理経営室長
- (3) 企画政策部企画政策課長
- (4) 企画政策部財政課長
- (5) 企画政策部広報課長
- (6) 総務部行政管理課長
- (7) 市民部自治人権推進課長
- (8) 健康こども部児童青少年課長
- (9) 都市部都市計画課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、企画政策部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、資産管理経営室長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。（19佐政第262号）

附 則（平成20年3月3日決裁19佐行第682号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成２３年１月５日決裁２２佐企第２９９号）
この要綱は、平成２３年１月５日から施行する。

附 則（平成２７年３月２３日決裁２６佐総第１７８７号）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。